

川西市消防長事務専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市訓令第 1 1 号

川西市消防長事務専決規程の一部を改正する規程

川西市消防長事務専決規程（昭和 5 0 年川西市訓令第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 1 4 号を第 1 5 号とし、第 1 1 号から第 1 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

- (11) 川西市火災予防条例（昭和 3 7 年条例第 1 7 号）第 2 9 条の 8 及び第 2 9 条の 9 に定める市長の権限に属する事項を処理すること。

付 則

この訓令は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。